

## 会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和5年8月23日(水) 午前11時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎

1. 欠席議員 1名

22番	石原幸雄
-----	------

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高 齢 福 祉 課 長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医 療 年 金 課 長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商 工 観 光 課 長	神 戸 千 夏
建設部次長兼 都 市 計 画 課 長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 ス ポ ー ツ 推 進 課 長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和5年第3回牛久市議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	8月23日	水	午前11時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○議席の一部変更</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○会期の決定</li> <li>○議案上程（34号）</li> <li>○委員長審査報告</li> <li>○委員長に対する質疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○議案上程（52号～55号）</li> <li>○提案者説明</li> <li>○質 疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉 会</li> </ul>

## 令和5年第3回牛久市議会臨時会

### 議事日程第1号

令和5年8月23日（水）午前11時開会

- 日程第 1. 議席の一部変更について
- 日程第 2. 会議録署名議員の指名
- 日程第 3. 会期の決定
- 日程第 4. 議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第52号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6. 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7. 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8. 議案第55号 工事請負契約の締結について

午前 11 時 00 分開会

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

22 番石原幸雄議員より欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、令和 5 年第 3 回牛久市議会臨時会を開会いたします。

日程第 1、議席の一部変更についてを議題といたします。



議席の一部変更について

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員、塚原正彦議員が、会派日本維新の会を退会し、両議員によって新会派うしく未来プロジェクトを結成したことにより、会議規則第 4 条第 3 項の規定により議席の一部を変更します。

変更した議席はサイドブックに掲載したとおりであります。変更する議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○飯田晴男 庶務議事課長 それでは、議席番号及び氏名を申し上げます。

7 番塚原正彦議員、8 番柳井哲也議員、9 番遠藤憲子議員、10 番大森和夫議員、11 番加藤政之議員、12 番出澤 大議員、13 番山本伸子議員、14 番小松崎 伸議員、15 番水梨伸晃議員、16 番伊藤裕一議員、以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○諸橋太一郎 議長 会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、5 番池辺己実夫議員、6 番甲斐徳之助議員をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第 52 号ないし議案第 55 号の 4 件、要望第 1 号及び要望第 2 号の 2 件であります。要望第 1 号及び要望第 2 号の 2 件については、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

次に、市長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分した報告第 8 号ないし報告第 11 号の 4 件について、同条 2 項の規定により報告がありましたので、サイドブックへの掲載をもって報告済みといたします。

次に、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、うしくグリーンファーム株式会社に係る報告第12号、牛久シャトー株式会社に係る報告第13号、牛久都市開発株式会社に係る報告第14号が、それぞれ出資法人に関する経営状況について報告がありましたので、サイドボックスへの掲載をもって報告済みといたします。

次に、令和5年7月28日に柳井哲也議員から、議会運営委員会委員を辞任したい旨の申出があり、委員会条例第14条の規定によりこれを許可し、同条例第8条第2項の規定により同日付で塚原正彦議員を議会運営委員会委員に指名いたしましたので、報告をいたします。

次に、令和5年第2回定例会で可決した特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の2件につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係機関へそれぞれ提出いたしましたから報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として、地方自治法第121条の規定により出席した者は、サイドボックスに掲載した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第4、議案第34号の1件を議題といたします。



議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

○諸橋太一郎 議長 議案第34号は、令和5年第2回牛久市議会定例会において継続審査の決定をいたしました牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、環境建設常任委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、環境建設常任委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。池辺環境建設常任委員長。

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

本委員会は、閉会中の継続調査の議案第34号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について、令和5年6月30日、調査事項について委員の意見を集約した上で、執行部に対し説明を求めることにいたしました。

令和5年7月31日の委員会では、説明員として執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会で審議しました案件の内容を申し上げます。

議案第34号は、牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

審査に当たり、委員からは、今回下水道会計の見直しをすることになった背景や理由について、下水道事業債の今後の推移について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度から公営事業会計を導入し、牛久市の公共下水道につきましては国から下水道事業交付金として2分の1の補助金を受けている。令和3年度から下水道審議会を立ち上げ、適正な下水道使用料の審議を重ね、値上げが必要であるという経緯に至った。現在は一般会計から基準外の繰り出しを行い、下水道事業の運営をしているのが現状である。そのため不足する額の算定、改定料金の案が定まったのであれば、改定をし、基準外の繰り出しをすぐにも是正すべきとの審議会の結果を受け、周知期間または企業や学校、施設等への予算取りや資金調達等を考慮し、改定を令和6年4月1日として6月議会に議案上程したものである。

また、下水道事業債の今後の推移については、令和4年度末時点で起債残高が約62億4,300万円である。令和3年度末と比較すると、約3億8,000万円償還している。これまでも毎年少しずつ企業債残高を減らしている。今後も償還と借入れのバランスを取りながら、計画的に事業債を活用していく。

下水道事業債の意義は、世代間で負担の公平を図ることが大きな目標である。しかしながら、今現在、事業債償還の財源は下水道使用料で賄われておらず、一般会計からの基準外繰り出しにより補填しており、本来の事業債の意義としては正しく償還のところに金を充てられていないのが実情である、との答弁がありました。

次に、委員からは、下水道事業はいつの段階からどの程度一般会計からの補填が必要な赤字会計になったのか。下水道管の標準耐用年数が50年であるが、40年経過の率を出している理由について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市に限らず下水道を整備した時点で、利用者が下水道に接続していない方が多く、接続率、整備率が低い状況である。整備に要した費用が回収できないのが現状である。

供用開始1年後、供用開始率1.7%と低く、スタート時点から赤字経営の状況である。下水道管の標準耐用年数が40年経過の率を出している理由については、昭和50年8月1日から供用を開始し、今現時点50年経過したものがないため、40年で率を出したものであるとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第34号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、池辺環境建設常任委員長報告は終わりました。

次に、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。12番出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 れいわ新選組、市民クラブの出澤 大です。よろしく申し上げます。

池辺委員長、何点か確認させてください。幾つかについて伺いますので、よろしくお願いいたします。

社会資本整備総合交付金等における重点配分（下水道事業）については、公営企業会計を適用した地方公共団体であり、かつ以下のいずれにも該当しないことを要件とするとあります。経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合、また令和7年度以降、1、使用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が立方当たり150円未満である。2、経費回収率が80%未満である。3、15年以上使用料改定を行っていない。

令和2年度から公営事業会計を導入し、牛久市の下水道につきましては国から下水道事業交付金として2分の1の補助を受けているとのことですが、令和5年度としてはどれぐらいの額になるのでしょうか。

また、先ほど挙げた3つの要件についての牛久市の現状を改めてお示しください。

今回、条例改正をして下水道料金の見直しを行わなければ、補助金を頂けなくなることも想定しなければならないという理解でよろしいでしょうか。

最後に、今回提出された料金でなければならない理由の説明をお願いします。

また、それは段階的な値上げでの対応は難しいのでしょうか。お伺いします。

**○諸橋太一郎 議長** 池辺環境建設常任委員長。

**○池辺己実夫 環境建設常任委員長** 出澤議員の御質問にお答えいたします。

まず、国からの交付金についてですが、交付金の額については委員会の中で実は質疑や意見はありませんでしたが、第1回定例会に上程された令和5年度当初予算では、約1億5,500万円程度の収入を予算計上したと記憶しております。

次に、3つの要件についてですが、前回6月13日の委員会の中で御質問のとおり供用開始後約30年を経過しているにもかかわらず、使用料単価が1立方メートル当たり御指摘のとおり150円未満、経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合は、重点事業としての交付金を受け取る対象外となるとの執行部からの答弁がありました。

牛久市の現状として、経費回収率以外は全て該当しており、経費回収率のみ80%を何とかクリアしている状況ですが、令和3年度と比較すると経費回収率は下がってきており、このままの事業運営だと経費回収率80%未満になってしまう可能性があるとの答弁がありました。

次に、今回下水道料金の改正を行わなければ補助金を頂けなくなることも想定しなければならないについてですが、委員会の中で委員から使用料金の見直しをすることになった背景や理由についての質疑に対し、市執行部からは、令和2年度以降は公営企業会計に移行していることや、移行後は少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性を検証し、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国に提出することなどが交付金を受ける要件とされていると、牛久市の公共下水道は2分の1の補助金率で交付金を受けて事業を進めているものがほとんどであり、仮に交付金の要件を満たさなくなった場合、同じ事業を実施する際には、単純にこの倍の経費がかかることになるとの答弁がありました。

下水道使用料の改正を行わなければ、補助金を受けられなくなるのが想定されると理解して

います。

最後に、今回提示された料金でなければならない理由ですが、委員会の中で委員からの使用料の見直しの幅の根拠についての質疑に対し、市執行部からは、令和6年度から10年度までの5年間を算定期間とし、人口減少などに伴う使用料収入の減少やストックマネジメント計画に基づいた下水道施設の修繕費の増大などを含めて試算したところ、約11億6,600万円の収入不足となると結果が出ており、この不足分を補うために必要な算定額であるとの答弁がありました。

また、現段階の値上げでの対応については、委員会で質疑や意見はありませんでしたが、令和3年度牛久市下水道事業会計決算審査意見書を見ますと、牛久市の公共下水道の普及率や接続率は非常に高く、段階的な値上げではなく、必要額への値上げをすべき時期ではないかと私は感じております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 12番出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 池辺委員長、ありがとうございました。

値上げには根拠があり、致し方ない面があることは理解ができました。その上で、この議場にいる議員の皆様、執行部の皆様に申し上げたいことがあります。

昨年から続く消費者物価指数の著しい上昇に伴う市民の負担増は、大変厳しいものがあります。令和元年度茨城県市町村民経済計算によると、牛久市の平均年収は298.1万円です。

また、みずほりサーチ&テクノロジーズによる物価上昇に伴う年収階級別の負担増は、年収300万円から400万円の場合、物価高騰対策が出された場合の数値でも、2022年は8万4,000円、2023年は約3万4,000円、2年間で約12万円の負担増です。

そして、茨城県では、一般家庭の水道の使用量は20立方メートルと想定しているので、新旧料金比較では税込み2,100円のところ2,827円となります。年間では約8,000円のさらなる負担増となるのです。

こうした現実があることを我々はしっかりと受け止める必要があると考えます。

以上となります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

以上で環境建設常任委員長に対する質疑を終結いたします。

これより議案第34号に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の討論を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 議案第34号、下水道条例の改正についての反対討論を行います。

根本市長の任期が残り少ないときにこのような値上げ案を提案するとは、幾ら国の交付金の関係があったとしても、多くの市民に影響ある議案は、10月3日から登場される新市長が提案する、このことが当然ではないかと考えます。

施行日が令和6年の4月1日ということを考えると、当然ではないかと思えます。

また、値上げ幅につままして、軽減策についての検討がされておられません。独り親家庭、母子、

そして父子の家庭もあります。高齢者に対するこのような軽減策ありません。下水道は、上水道と同量の計算をされるものです。値上げ幅を減少することは考えられなかったのか、課題として残っております。

物価高騰が続く中で、このような市民に多大な負担をする、平均では30%の値上げ案に反対をするものです。

委員各位、御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の討論を許します。19番黒木のぶ子議員。

〔19番黒木のぶ子議員登壇〕

○19番 黒木のぶ子 議員 それでは、議案第34号、下水道条例の一部を改正する条例について、反対の討論を述べさせていただきます。

この議案は、6月議会において継続審議となっております案件で、ただいま委員長からの閉会中の審査報告がありましたように、環境建設常任委員会で全会一致にて可決となったわけであります。

私もこの会議の成り行きに、これから市民に使用水量にかかわらず30%、そして消費税と重い負担をしていただくことになるのかどうか大変関心があり、傍聴させていただきました。

その際、執行部の説明は、先ほど委員長から報告がありましたように、そしてまた下水道事業審議会概要版資料にありますように、令和2年度から公営企業会計となったことから、基準外からの繰り出しは是正しなければならなくなり、汚水処理、市の21.3%の基準外の繰入金の投入が困難となり、今回の下水道使用料の値上げの一つの理由であると考えております。

現在、汚水管渠についても標準耐用年数は50年とされていますが、40年以上経過しているものはまだ12%とのことです。人口減少に対しても緩やかに進行はしていくものと考えますが、そのように急激な人口減とはならないというふうと考えております。

もう少し余裕を持っての議論の詰めが、委員会では必要ではなかったかというふうに考えるところです。市民生活は、特に先ほども同僚議員が申ししていましたように、生活者、特に年金生活者の驚異的諸物価の高騰で、生活が立ち行かないということがあちこちから多く寄せられております。

今までの値上げ品に加え、これからも年内には3万710品目もの値上げが想定されているとのことです。この数字に関しましては、8月1日の読売の記事に掲載されておりました。

これらを踏まえ、継続審議案件でしたが、本日は採決というふうな結果となっていく段階ですので、市民の代弁者である議員各位におかれましては、この市民生活を鑑みまして生活しやすい環境、住みやすい環境、これらを構築することによりまして、具体的には今一つの下水道の値上げ、そして昨年の4月以来23%の上水道の値上げ、これらは本当に生活に一番大切なものです。これらのものを少しでも安くすること、そして、特に特徴のないこの牛久におきまして人が増加するには、やはり生活しやすい環境をつくるということが、我々の最大の課題であるというふう

に考えているところです。

そういう中で、ぜひ議員各位におかれましては、この議案第34号につきましてはぜひ反対の賛同をいただきたいと思います。

以上で私の反対討論を終わります。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第34号について採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議案第34号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第34号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第52号ないし日程第8、議案第55号の4件を一括議題といたします。

—————○—————

議案第52号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

議案第53号 工事請負契約の締結について

議案第54号 工事請負契約の締結について

議案第55号 工事請負契約の締結について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 ここに令和5年第3回牛久市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては出席賜り、感謝申し上げます。

今臨時会に提出いたしました議案は、補正予算及び工事請負契約の締結の4件でございます。

議案第52号は、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額に1,039万4,000円を追加し、予算の総額を305億5,603万9,000円とするものでございます。歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして国庫支出金は、母子保健衛生費補助金の増

額計上であり、繰入金は補正予算計上に伴い、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。

歳出といたしましては、総務費は総合案内受付業務委託料の計上であり、衛生費は国の制度改正による産後ケアの対象者等の拡大に伴う委託料等の増額計上であります。

農林水産業費としましては、牛久土地改良区井ノ岡第2機場水中ポンプの修繕・制御盤更新工事等に対する補助金の計上であります。教育費は、牛久運動公園及び学校給食施設の維持補修工事費の増額計上であります。

第2表の債務負担行為補正につきましては、おくの義務教育学校備品購入に関して、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものでございます。

議案第53号から議案第55号までについては、工事請負契約の締結についてでございます。

議案第53号は、令和5年・6年度おくの義務教育学校施設一体型建設工事のうち、校舎及び給食室の増築、既存校舎の長寿命化改修の建築工事を行うもので、去る8月2日に一般競争入札を執行し、オカベ・松浦特定建設工事共同企業体が17億9,630万円で落札したものでございます。

議案第54号は、令和5年・6年度おくの義務教育学校施設一体型建設工事のうち、校舎及び給食室の増築、既存校舎の長寿命化改修の電気設備工事を行うもので、去る8月2日、一般競争入札を執行し、飯島・木村特定建設工事共同企業体が3億6,300万円で落札したものでございます。

議案第55号は、令和5年・6年度おくの義務教育学校施設一体型建設工事のうち、校舎及び給食室の増築、既存校舎の長寿命化改修の機械設備工事を行うもので、去る8月2日に一般競争入札を執行し、伊奈・塚本特定建設工事共同企業体が3億8,280万円で落札したものであります。

以上、各議案の提案理由を申し上げます。詳細につきましては、お手元の議案書等により審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○諸橋太一郎 議長** 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第52号ないし議案第55号について、順次質疑を許します。

ここで質疑発言者及び答弁者に申し上げます。

質疑発言は自己の意見を述べることができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、簡潔明瞭にその範囲を超えないようお願いいたします。

初めに、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○諸橋太一郎 議長** 以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○諸橋太一郎 議長** 以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号についての質疑を許します。5番池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 全協のときにいろいろと説明を聞かせていただいたんですが、この予算を総額で38億7,000万円という金額に至った、やってきたことはさんざん私も予算委員会や何かで聞いたんですけれども、そこからそこに至るまでの努力したところというのはあるのかということと、それとこれから本当に少子化になっていくと思うんですよ。そういった中で、よく執行部のほうでいろいろな意味合いで広域連携とかということをよく耳にするんですけれども、学校関係なんかも、もちろん学区があったり、他の自治体と違うというのは分かるんですけれども、人数が減ったときにはそういった形も構想の中にあるのかという部分を、答えられる範囲でいいんですけれども聞きたいので、よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 建設費用につきましては、これまでも何度か説明してまいっておるとは思いますが、皆さん御承知のとおり、現在の物価高騰の中で非常に厳しい状況であるということは十分把握しております。それで、38億7,000万円という数字を御提示しておりますので、それに向けて様々な努力をしてまいりました。

例えば、設計につきましては実質的な設計をもちろんですけれども詳細に行っておりまして、金額を出していきながら、もうこれも何度も額の見直しというのをこれまでしてまいりました。その精査につきましては、職員に一級建築士もおりますので、そういった職員の力も借りながら何度も調査をいたしまして精査を加えてまいりました。

そうした中で、例えばフローリングやはめ板などの内装材につきましては、特注品を使用することなく、その学校に合わせた特注品ではなくて、いわゆるメーカーの標準品から選定するように設計し、またそのような内装材につきましては細かく使い分けたりするのではなくて、教室、廊下、それぞれに使えるように、なるべく広い面積で同じような同一種類を利用するといったようなことで、製作コストを抑えるような設計にしたと。一例ですけれども、そういった、もう継続的にこれまでも何度も何度も設計については規格を精査してまいったところです。

それから、広域連携云々の話につきましては、そういった事例が全国的にあるというのは承知しておりますが、現在は特に我々のほうでは何ともお答えできるような情報ではないかなというふうには思っております。申し訳ありませんが。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。9番遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 私も、この3つの議案について少し精査をしましたところ、ひたち野うしく中学校のときには、用地買収も含めると約45億円、端数はいろいろありますが、その中で今のこのおくの義務教育学校、38億円というのは非常に金額的な問題からも規模がどうだったのかということが精査が必要ではないかというふうを感じるものなんです。

今、池辺議員もおっしゃいましたように、人口予測、これが大変難しいという中で、たとえ送

迎があったとしても5年、10年、このような大きな工事で維持が本当にできるのか、他の住民の方々に負担を強いるものになるのではないかと考えるものです。それで、38億円の中で国の財源が約8億7,000万円ですか、市債というのが約20億円、そうしますと一般財源というのがその残りとなることでは、やはり住民負担というのがのしかかってくるのではないかとこのように考えるので、例えばこの辺の設計ですね、もう少し規模を考えるというような検討というのは今からできるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 今後のこの地域における人口についても検討の中にはもちろん含んでおりますし、またこの義務教育学校については小規模特認校ということで、奥野地区以外で牛久市内にお住まいの方の通学も可能になってくると、そういったことも踏まえて、現時点では各学年2クラスをめどに進めていこうというふうな考えでおります。

そういったことを考え合わせますと、現在の設計の形が必要であるとともに、過大になることもないというふうな考えでおりますので、設計については現状の形を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私もこの建設予算に関しては、職員と約1年間、様々な観点から協議してまいりました。一番はやっぱり資材の高騰でございます。約1割、15%前後、もうちょっと当初は20%ぐらいだったんですけども、15%前後は致し方ない。ですから、単にひたち野中学校とあれするのは、ちょっとなじまないと思います。ひたち野中学校は木造の平家ですから、相当建築費を抑えられた建築でございます。土地も安かった。あと建物なんですけど、既存のものを使うというのは比較的経費がかかるものです。ですから、本当に物によっては新しいものが安い場合もございます。でも、今回の場合はいろいろなものを利用しながら、体育館、教室、利用しながら足りないものを造ることが最初のコンセプトでございましたので、このようになってしまった。予算的にいえば、本当に駐輪場のといをつけないとか、壁の窓のサッシを小さくしてその分の建築費をやろうとか、相当なやり取りをしました。でも、やっぱりここに来て建築費というのは非常に私たち多くなっております。

また、それであと10年後、20年後どうするかという話になりましたけれども、でもどうなんでしょう。私たちはこういうものをこういう形態で、この地域に残すということをしっかり行政としてこれを市民に発する、それが一番のことではないかと。いろいろな状況がございます。でも、そういう気構えといいますか、そういうものを私はしっかり持って、こういう地域にこういう学校が必要なんだ、牛久にはこういう学校が必要なんだということを、それが一番の私はこの地域の学校をなくさないということが、私は大きいと。

それ以上に問題なのは、この牛久市内でもあと何年かすることによっては、統合する学校はできてしまう。小学校なんですけど、どことはちょっと今それは言えませんが、そういうことのほうがかえって僕はおくの義務教育学校より、そういう地域の学校をこれからどうするのかと

いう、非常にこれは学校編成についても大きなこれからの、あと5年、10年先にいろいろなところで、皆さんが議論される場であると私は考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、市長のほうの御答弁で、5年、10年ですか、今牛久でももしかしたら統廃合の学校ができるかもしれない。それは確かに人口がどんどん減ってくれば、そういうような可能性というのはやっぱり考えられるということであると思います。しかし、今おくのほう、確かに2クラスを重点的にという今回の計画で、もう既にこういうことで変更というか、そういうのは考えられないという次長の答弁でもありました。しかし、私たちは今この物価高騰ということで、資材費も上がっているということは十分理解はできます。だからこそ内容についても少し精査をして、やはり身の丈に合ったというか、それに合ったような形式に変えていくという、今回は契約の案件ではありますけれども、そういうような観点も今後私たちも必要ではないかというふうに考えます。

それで、全協のところでもちょっと伺ったんですが、結局国の補助金というのは本来だったらば2分の1かな、そのぐらい出るのではないかと思います。今回8億7,000万円、約9億円しか出ていないわけですね。それは改築ということもあるのかもしれないんですけども、そうなりますと、やはり市債の発行ということが十分考えられると。これが結局後年の市民負担ということになってくる。こういうことが私は大変懸念をするものなんです。その辺について再度、設計についてとか、今後の課題については変更がないということなんです。この件についても一回伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 いいですか、私はこれまでもさんざん教育委員会といろいろな話をして、最終的な値段がこういうようになったところでございます。いろいろな考える余地はあると思いますけれども、そういうことでこういうもので私はいいでしょうということで決断したわけでございますけれども、どうなんでしょう、私はこの事業ははっきり言って、もうちょっと先延ばししたかった。というのが現状でございます。ただ、やはりこの制度が令和7年に完了しなければいけないという、これがありましたので、これはどうしようもない。そして、早くにまとめて提出しないと、その補助金がなくなってしまうというようなことを言われましたので、僕はちょっとこれは残念だなと思いますけれども、その期間の中に収めるためにも今こういうようになったわけでございまして、ちょっと急いだ面もありますけれども、でも職員は随分精査したと私は思っています。

これから資材がどうなるか分かりませんが、恐らく安くなることはないんじゃないかなと思いますので、今契約することによって、この学校が私たち思うようなことで、そして今まで私もいろいろな設備を造りましたが、私は身の丈に合ったものを考えて、そんな豪華に造る必要はないということで私はコンセプトがございまして、私は牛久の身の丈に合ったものを造ればいいというようなことで進めてまいりました。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。13番山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 私は1点だけなんですけれどもお尋ねいたします。

今回、定例会ではなく、今のこの8月23日というタイミングで臨時会を開いて、この議案、53号、54号、55号ですね、これを上げてきた、これについての理由と伺いますか、お尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 結論から申し上げます、工期の確保です。今回の工事については、仮校舎を建設しません。議会の同意をいただいた後に工事に入りまして、来年の夏休みまでに増築部分を建設し、今既存の校舎で学んでいる児童生徒が夏休み明けには新築の、新しく建てた増築部分の校舎に入ります。それで、空いた既存校舎を長寿命化改修をするというような工程になっておりますので、来年の夏休みまでに完成させなければいけないために、臨時会をお願いしたところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 私も以前その工程表という案はいただいておりますので、それを見ながらお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回決まりますと10月から工事が始まって、令和6年6月で内装工事まで終わるといような、こういう予定にはなっているんですけれども、そもそもこの事業は先ほども根本市長が熱く語られておりましたけれども、行政が地域の学校を残すという、そういう役割をおっしゃってはいましたけれども、約2週間後には新しい市長が決まりまして、10月議会にはその新しい市長のお考えの下で契約を締結して上程されるということもできるのではないかと考えるところです。

工期が遅れるということとはございましたけれども、新しい市長の下で、結局市債も20億円と今お話もありました。これから将来の世代の方たちが負担を担っていくという中で、今後責任を担う首長の方が上程されるのがふさわしいのではないかと私は思うところです。その工程が、もし10月議会になって上程されて、工期が遅れたことでの影響というのがどれぐらい起こるのか、先ほど夏休み前とはおっしゃいましたけれども、例えばひたち野うしく中学校の場合、たしか開校時には給食室ができていなくて、開校だけしたけれども後から給食室を増築したという話もあったと思います。そういった工夫をしながらということもできるのではないかとと思うんですが、その辺について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在の計画というのが、子供たちの教育現場であるということをも最優先にして考えた工程でございますので、御理解をいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私の任期中とか、先ほど言いました新しい市長になったときのそういう御意見もあります。それは私もあると思いますよ。私が別に、私の任期中にこれをしなくてもいいじゃないか、新しい市長の方にいろいろなことをお願いするというのも、これも。ただ、どうしても期間的に余裕がない。先ほど私はもう少し期間的に余裕があれば、そういうときのいろいろな

判断はする状況もありましようが、でもここで私がそういうところでこういう提案についても了承しましたし、そしてどうなんでしょう、これから新しい人は10月半ばの議会になってしまうのかな。それをまた市長にいろいろな話をブリーフィングして、いやこれはもうそのときで10月ですから10月末の決議になるわけでございます。それで工事の入札をまた始める、もう11月、12月になってしまう。この3か月、4か月というのは、これは前は給食室ぐらいでよかったんですけども、新しくなるとき教室がないというのは、子供にどれだけ負担をかけるかということが。

ですから、私の任期より、そういう現場の学校教育のほうが一番私は大切なのかなと思います。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第55号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号ないし議案第55号の4件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号ないし議案第55号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第52号ないし議案第55号の4件について順次採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

暫時休憩いたします。

午後0時06分休憩

---

午後0時08分開議

○諸橋太一郎 議長 会議を再開いたします。

議案第52号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第3号）について、本案は原案のとおり

決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私ごとでございますが、私の市長としての任期が10月2日までとなりました。これまでも皆様に大変お世話になり、この2期8年という間にはいろいろございました。一番はやはりコロナということで、今まで私がこれから進めたい、そして議員の皆様と進めたいという施策がなかなか思うように回転しなかったということも事実でございます。

これからも新しい市長を迎えて、そしてますますこの牛久の発展と、そして皆様の御健勝での御活躍を一市民として応援しますので、またこれからも頑張ってください。ありがとうございました。

以上でございます。(拍手)

○諸橋太一郎 議長 以上で、今期臨時議会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和5年第3回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太一郎

署名議員 池 辺 己実夫

署名議員 甲 斐 徳之助